

都城市クリーンセンター建設・維持管理事業 募集要項に関する質問への回答書

※回答に対する再質問は受け付けません。

番号	資料名 (いずれか選択)	頁	項目番号				項目名	質問内容	回答	
1	入札説明書	5	1	1.5	7)		供用開始時期	維持管理期間が20年3ヶ月となる供用開始時期となっておりますが、特別な理由があればご教示ください。	特別な理由はありません。	
2	入札説明書	6	1	1.6	4)	②	業務終了時の引継業務	「新たな維持管理事業者による本施設及び運転状況の視察」とありますが、維持管理事業者は替えることが前提なのでしょうか？	次期維持管理事業者は、入札又は総合評価方式により選定する可能性がありますので、維持管理事業者を変更する場合があります。	
3	入札説明書	7	1	1.7	11)		売電に係る収入の管理	現段階で想定している売電基準の内容をご教示願います。	落札者が提案した年間発電量を基に市が決定します。	
4	入札説明書	7	1	1.7	11)		売電に係る収入の管理	貴市が定める売電基準量を下回った場合、減額措置が取られるのでしょうか。	余熱利用設備等に問題が無く、ごみ質・ごみ量の影響等の客観的理由により発電量が低下し売電量が売電基準量を下回った場合は、減額対象とはなりません。	
5	入札説明書	7	1	1.7	11)		売電に係る収入管理	市が定める売電基準量の算定方法をご教示ください。	No.3を参照してください。	
6	入札説明書	8	2	2.2			募集及び選定スケジュール	募集要綱に関する質問の受付が今回限りとなっておりますが、貴市要求と事業者の提案に乖離を生じさせない為にも入札参加者へのヒアリング時に質疑回答の機会を設けて頂きたいと存じます。	ご意見として承ります。	
7	入札説明書	11	3	3.1	5)		入札参加者の構成	「代表企業及び構成員は、市又は維持管理事業者から業務を直接請け負い、又は受託するものであることとする。」とありますが、特別目的会社に出資することを義務づけている構成員は「プラントの設計・施工を行なう企業」のみで、下記の企業は協力企業でも良いとの解釈で宜しいでしょうか。 ①建築の設計を行なう企業 ②建築物企業体を構成する建築物構成員 ③本施設の維持管理を行なう企業	「プラントの設計・施工を行なう企業」のみが構成員となることは可能です。	
8	入札説明書	12	3	3.2	2)		施設整備に関する参加資格要件	同一業務を複数の企業で実施する場合は、工程ごとに配置できる専任の監理・管理技術者を有することとありますが、技術者の職種については特段の制約はないものとの解釈で宜しいでしょうか。	一級建築士、一級施工管理士等の有資格者であることが必要です。	
9	入札説明書	12	3	3.2	2)	(1)	①	入札参加者等の参加資格要件 プラントの設計・施工行なう企業	納入実績については、記載された条件を満たせば竣工時期は問われないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。
10	入札説明書	13	3	3.2	2)	(2)	③	入札参加者等の参加資格要件 建築物の設計を行なう企業	プラントの設計・施工を行なう企業の条件を満たす会社は、建築物の設計についても実績面等から実施可能と考えます。よって、清掃施設工事業の登録業者も条件に追加いただけないでしょうか。	入札説明書のとおりとします。
11	入札説明書	13	3	3.2	2)	(3)	②	(ウ) 建築物構成員の資格要件	本工場の入札執行時とは平成23年5月9日の入札書類の受付締切日のことを示しているのでしょうか。	お見込のとおりです。
12	入札説明書	14	3	3.2	2)	(3)	②	代表建築物構成員以外の建築物構成員の資格要件	代表建築物構成員の資格を有している者が、代表建築物構成員以外の建築物構成員となることは可能と理解して宜しいでしょうか。	お見込のとおりです。
13	入札説明書	15	4	4.4				募集要項に対する質疑回答	平成22年9月御市公表の実施方針以降の質疑回答について、今回変更部分を除き、全て有効と理解してよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。
14	入札説明書	16	6	6.2	6.3			参加資格審査申請書類・提案概要書	参加資格審査申請書類（正本1部、副本3部）と提案概要書（正本1部、副本25部）は、それぞれ分冊でファイルに綴じるものとして宜しいでしょうか。	お見込のとおりです。
15	入札説明書	17	6	6.3				提案概要書	提案概要書提出まで時間がないため、提案概要書提出後、入札までの間に熟慮を重ねた結果、提案概要書と入札書類（技術提案書）の内容に差異が生じる可能性があります。差異が生じてもかまわないと考えてよろしいでしょうか？また、どの程度の差異までは許容していただけるのでしょうか？	基本フロー、基本配置等に大幅な差異が生じた場合は認められないこともありますが、提案概要書提出後、入札までの間に熟慮を重ねた結果、提案概要書と入札書類（技術提案書）の内容に多少の差異が生じることは認めます。
16	入札説明書	18	6	6.5				資格確認方法	提案概要書内容についての委員会によるヒアリングでのご意見を踏まえた技術提案内容の変更は認めていただけるものとの解釈で宜しいでしょうか。	お見込のとおりです。
17	入札説明書	19	7	7.4				入札の無効	仮に入札参加者が1社になってしまった場合は、中止になるのでしょうか？	選定委員会に諮ったうえで市が判断します。
18	入札説明書	21	8	8.4	3)			建設請負契約及び維持管理委託契約の締結方法について	市と建設請負契約を締結する特定建設企業体（親JV）はプラントの設計・施工を行なう業務と建築物の設計・施工を行なう業務の異業種JVであることから、工事施工分担方式を採用する「乙型JV」としても宜しいでしょうか。	甲型JVとします。
19	入札説明書	24	2	2.1				維持管理費の構成	超過売電収入については、維持管理費に含まないとの理解で宜しいでしょうか。	お見込のとおりです。
20	入札説明書	24	2	2.1	2)			維持管理費の構成	固定費、変動費について、設定がない項目に関しては事業者にて提案できるものと考えてよろしいでしょうか。	お見込のとおりですが、維持補修費、人件費、その他経費、変動費のいずれかに区分してください。
21	入札説明書	25	2	2.2				維持管理費の支払方法	維持管理費の支払いは四半期毎となっておりますが、維持管理事業者の人員費の支払いは毎月生じます。事業の安定性を確保するため、維持管理費の支払いは毎月としていただけないでしょうか。	入札説明書のとおりとします。
22	入札説明書	26		2.3	2)	(4)		変動費単価の改定	「維持管理開始以降3年ごとに行うことを原則とする」とありますが、影響が顕在化した場合、事業者側から随時申入れにより協議していただけたとの理解で宜しいでしょうか。	お見込のとおりです。市からの申入れにより協議を行う場合もあります。
23	入札説明書	26			3)			物価変動に基づく改定	見直しの指標は「毎年10月末時点において公表済みの月別数値で最新のものをを用いる」とあります。この指標を用い資料を作成し提示することを考えると見直し時期は、12月頃との理解で宜しいでしょうか。	詳細については落札者決定後に協議します。
24	入札説明書	26			3)	(1)		物価変動に基づく改定	改定に使用する指標につきましては、内容によって、ご提示のものよりも相応しいことが合理的に判断できる場合は、ご協議いただけるものと考えて宜しいでしょうか。	原則として入札説明書のとおりとしますが、実態に整合しない場合は協議によります。
25	入札説明書	27	2	2.3	3)			改定の基準	各指標の基準値が平成22年1月から平成22年12月までの年平均となっておりますが、最終の積算作業は平成23年1月の入札公告から平成23年5月の入札書類の受付締切時までに実行ものと考えますので、これらの期間を含めた年平均を基準値としていただけないでしょうか。	入札説明書のとおりとします。
26	入札説明書	29	3					教育訓練費	教育訓練費は入札金額に含めず、非価格要素提案図書5(3)様式第13号-33にて金額を提案するものとの解釈で宜しいでしょうか。	維持管理期間中の運転企業の交代等により新たに生じる教育訓練費については、お見込のとおりです。試運転段階の教育訓練費は入札金額に含めてください。
27	入札説明書	32			1)	(1)		減額等の処置を講じる状態	「・・・計画外の停止その他運営マニュアルの不備等による維持管理業務水準未達により、・・・」未達の判断基準が曖昧です。運転操作ミス等他の要因も考えられますので、原因究明によりマニュアル上の不備や維持管理業務水準の未達が明確になった場合との理解で宜しいでしょうか。また、原因究明により維持管理事業者の不備がなかった場合は、調査に要した費用は請求できるとの理解で宜しいでしょうか。	前段のご質問については、お見込のとおりです。後段のご質問については、維持管理業務委託仮契約書（案）第39条までの規定によります。

※回答に対する再質問は受け付けられないものとします。

番号	資料名 (いずれか選択)	頁	項目番号				項目名	質問内容	回答	
28	要求水準書	3	第1章	2.			事業期間とスケジュール	計画通知の遅れなど建設請負事業者の責に負わない理由により、工期が延長となった場合、追加費用は御市にて負担いただけるものと理解してよろしいでしょうか。	工期延長の理由等を市が不可抗力と認めた場合は協議を行うものとし、協議結果に応じて市が負担すべき合理的な理由があり、市議会の承認が得られる場合は市が負担します。	
29	要求水準書	4	第1章	3.	3.4	1)	電気	受電にかかる工事の影響で工期が延長した場合、建設請負事業者の責に負わない理由であれば、ペナルティーは課せられないものと理解してよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。ただし、建設請負事業者は工期延長とならないよう関係機関と早い段階から協議してください。	
30	要求水準書	4	第1章	3.	3.4	1)	電気	受電方式については、入札前に事前に九州電力(株)様と協議することは可能でしょうか。(工事負担金を把握しておく必要があるため)	可能です。	
31	要求水準書	4	3	3.4	1)		ユーティリティ条件(電気)	「受電方式については、発電容量が2,000kW以上の場合は特別高圧となる可能性があるため、建設請負事業者は、事前に市へ連絡の上、九州電力(株)と協議を行う。協議に係る費用及び特別高圧等受電の引き込みに係る工事負担金は、建設請負事業者の負担とする。」とありますが、特別高圧受電となった場合の引込負担金は事業者の負担で、高圧受電であれば引込負担金は貴市のご負担と解釈でしょうか。	いずれの場合においても、建設請負事業者の負担です。	
32	要求水準書	5	第1章	3.	3.4	1)	3.4ユーティリティ条件1) 電気	受電方式を九州電力(株)と協議するにあたり、現在市殿にて協議が行われている、九州電力(株)窓口のご担当者、連絡先をご教示ください。	九州電力株式会社 都城営業所 ソリューション営業グループ (TEL0120-986-705)	
33	要求水準書	10	第1章	4.4			余熱利用	「その他余熱利用も積極的に図る」とありますが、所内の給湯・空調等に関し提案すると考えてよろしいでしょうか。場外の余熱利用については規模や種類が多岐にわたり、民間事業者にて市殿のニーズに合致したものを提案するのは困難と思われるので、所内の提案のみとするか想定する場外余熱の規模や種類を明確にし、熱源送りのみ等の条件を明確にしてください。	「その他余熱利用も積極的に図る」に関しては、お見込のとおりです。市において、場外余熱利用施設を設置する計画はありません。	
34	要求水準書	10	第1章	4.5	1)	(2)	眺望点	「眺望点からの視界に入りにくい形状とする」とありますが、具体的な眺望点がありましたらご教示下さい。	環境影響評価書においては、「一堂ヶ丘公園」、「万ヶ塚駅」、「高速道路」、「みやざき学園」、「集落等」等を挙げています。詳細は環境影響評価書を参照してください。	
35	要求水準書	11	第2章	2.	12)		環境影響評価書	本書については枚数が多くなるため、ホームページにて公表していただけないでしょうか。	環境影響評価書の電子データ(PDF)については参加表明書を提出した入札参加者に対し貸与します。環境施設課において貸与しますので、事前に貸与希望日を電話連絡の上、来庁ください。	
36	要求水準書	14	第3章	1.	1.2		施工時のユーティリティ	「施工時に必要となるユーティリティについては、建設請負事業者が自ら確保する」とありますが、添付資料4に記載されている取合点からの使用は可能でしょうか。	取合点及び使用可能時期については各ユーティリティ事業者(地下水の利用については市)と協議してください。	
37	要求水準書	18	第3章	3.8	4)		工事施工監理用の事務所	事務所の必要スペース(容積)をご教示ください。事務機器(机・パソコン等)並びに什器類準備は範囲外と考えて宜しいでしょうか。必要の場合何人分準備必要かご教示ください。	施工管理用の事務室は10名程度の事務及び会議スペースを貴社にて設定してください。なお、机・椅子・ロッカー・書棚・ヘルメット掛け・下駄箱等の事務機器及び什器は本工事範囲内とします。	
38	要求水準書	18	第3章	3.	3.14		保険への加入	保険内容等、御市の承諾が必要とありますので、要求される保険の内容をご教示願います。	建設工事請負契約書(案)第65条及び別紙5を参照して下さい。	
39	要求水準書	19	第3章	3.1	5		設備・機器等の調達	「原則として海外企業からの調達を認めないものとする」とありますが、日本企業で海外に工場を持ち、調達品がその海外工場で作製される場合も調達は認められないのでしょうか。	日本企業の海外工場からの調達は、一定の品質とアフターサービス体制の確保を条件に市の承諾を受けた場合認めるものとします。	
40	要求水準書	19	第3章	3	3.17		完成図書	説明用パンフレット及びDVDについて、「将来においても増刷できるようにしておく」とありますが、貴市からの依頼で増刷かける分の費用は、貴市負担と考えてよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。	
41	要求水準書	21	第4章	第1節	1.	1)	本施設の基本方針	「将来の展望を十分見据えたものとする」とありますが、本計画を立案するにあたり、御市の将来展望についてご教示願います。	ごみ量の減少や資源化率の向上によるごみ質の低下が想定されます。その他は、市ホームページで公表している「一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」等を参照してください。	
42	要求水準書	32	第4章	第1節	3.3	24)	プラントに関する共通事項	「計装弁にはバイパス配管、バイパス弁を設ける」とありますが、全ての用途に於いて適用なんでしょうか?用途上、必要な箇所のみに対応してもよろしいでしょうか。また、バイパス配管を設ける場合は計装弁は手動ハンドルなしとしてよろしいでしょうか。	原則として、主要な計装弁にはバイパス配管、バイパス弁を設置してください。その際、計装弁には手動ハンドルを設置してください。詳細は協議によります。	
43	要求水準書	32	第4章	第2節	1.1	1)	(5)	計量用パソコン	必要台数をご教示ください。	3台以上とします。
44	要求水準書	32	第4章	第2節	1.1	1)	(6)	計量カード	磁気カード以外の形式で計画してもよろしいでしょうか。	原則として、磁気カード式としますが、協議により磁気カード以外の方式が優れていると市が判断した場合は、磁気カード以外の方式も可とします。
45	要求水準書	33	第4章	第2節	1.1	5)	(5)	ごみ投入扉操作場所	中央制御室とごみクレーン操作室からの遠隔操作ということですが、中央制御室とごみクレーン操作室を一体とした場合、ごみクレーン操作装置からのみ遠隔操作としてよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。
46	要求水準書	34	第4章	第2節	1.1	6)	(2)	ダンピングボックス操作場所	中央制御室とごみクレーン操作室からのインターロックを設けるということですが、中央制御室とごみクレーン操作室を一体とした場合、ごみクレーン操作装置からのみインターロックとしてよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。
47	要求水準書	35	第4章	第2節	1.1	9)	(2)	ごみ投入ホップ操作場所	中央制御室とごみクレーン操作室からの操作ということですが、中央制御室とごみクレーン操作室を一体とした場合、DCSからのみ遠隔操作としてよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
48	要求水準書	36	第4章	1.2	2)	(2)	炉体鉄骨	「炉体鉄骨は各炉自立構造」とありますが、強度的に有利な場合、2炉分の炉鉄骨を一体構造としても宜しいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。	
49	要求水準書	42	第4章	第2節	1.4	2)	(1)	消石灰貯留タンク	薬品受入口には、計量表示装置及び警報装置を設けるとありますが、貯留タンクレベルが「高」の時、受入口にレベル高のランプが点灯及びブザー発警することでよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。
50	要求水準書	47	第4章	第2節	1	1.6	9)	白煙防止用送風機	炉室内空気の吹込による白煙防止においては、吹込空気量の設計条件が明確ではありませんが、「要求水準書(案)に係る質問・意見への回答書」NO.22の回答から、環境影響評価の最大排ガス量を上限とした炉室内空気の吹込が可能な設備を設けるとの解釈でしょうか。	お見込のとおりです。
51	要求水準書	47	第4章	1.6	9)	(6)		白煙防止用送風機	「白煙防止条件は無い」とありますが、白煙防止効果を期待できないため、設置要否はメーカー判断で宜しいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
52	要求水準書	53	第4章	第2節	1.1	3)	(1)	⑥ 電力監視設備	電力監視設備は単独ではなく、DCSの画面上から監視・操作等を行う方式としてよろしいでしょうか。	電力監視設備は、DCSの画面から監視・操作等を行う方法を採用することを認めます。
53	要求水準書	56	第4章	第2節	1.1	2)	(2)	② 計装監視機能	ごみ及び灰クレーン運転状態表示とは、運転モード(自動運転、手動運転)をDCS監視すればよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。
54	要求水準書	59	第4章	第2節	1.1	3)	(3)	ITV装置	中央制御室には100インチモニタを設置する計画となっておりますが、汎用性の高い70インチモニタの採用を検討してもよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
55	要求水準書	59	第4章	第2節	1.1	3)	(3)	ITV装置	見学者ホール設置の50インチモニタは、64頁2.5.4)の大型プロジェクターのことでよろしいでしょうか。	64頁2.5.4)の大型プロジェクターは大研修室に設置するプロジェクターを指します。

※回答に対する再質問は受け付けけないものとします。

番号	資料名 (いずれか選択)	頁	項目番号				項目名	質問内容	回答	
56	要求水準書	59	第4章	1.11	3)	(3)	100インチモニタ	(表4-2-3) 中央制御室に100インチモニタの設置とありますが、小さいサイズのモニタを複数台並べて、同様の機能を持たせても宜しいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。	
57	要求水準書	59	第4章	第2節	1.1 1	4)	(1)	中央監視盤	プロセス稼働状況及び警報等重要度の高いものについては、中央監視盤に表示するとありますが、中央操作盤(ディスク型式の盤)で計画してもよろしいでしょうか。	中央操作盤(ディスク型式の盤)とすることは、協議により市が認める場合は可能です。
58	要求水準書	59	第4章	第2節	1.1 1	4)	(2)	② オペレータコンソール	建築設備の監視・制御についてプラント設備と切り離れた集中監視とした場合、集中パネルは鋼板製自立盤としてよろしいでしょうか。	建築設備の監視・制御については、プラント設備と切り離れた集中管理パネルを鋼板製自立盤とすることは、協議により市が認める場合は可能です。なお、建築設備の監視・制御の副受信機は市管理事務室に設置してください。
59	要求水準書	60	第4章	第2節	1.1 1	3)	(5)	出力機器	日報及び月報作成用プリンタと画面ハードコピー用カラープリンタを機能集約し、共用してもよろしいでしょうか。	「日報及び月報作成用プリンタ」と「画面ハードコピー用カラープリンタ」を機能集約し共用することを可とします。
60	要求水準書	60	第4章	第2節	1.1 1	3)	(5)	② 警報記録用プリンタ	随時出力とのことですが、必要時に任意出力としてもよろしいでしょうか。また、レーザー等の低騒音タイプのプリンタとし、防音カバー等による対策をなくしてもよろしいでしょうか。	機器ごと、故障内容ごとに選択して出力できるものであれば、必要時に任意出力とすることは可とします。また、レーザー等の低騒音タイプのプリンタとした場合、防音カバー等の対策は不要です。
61	要求水準書	60	第4章	第2節	1.1 1	3)	(7)	見学者ホール用データ処理端末	プロセスデータの表示、解析とは、DCSトレンド表示等、解析をするためのデータが表示できるという理解でよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。
62	要求水準書	61	第4章	第2節	1.12	7)		タイヤ洗浄設備	「添付資料10に示すようなタイヤ洗浄設備を設置すること」とありますが、排水については、雨水系統への排水と考えてよろしいでしょうか。	プラント系排水としてください。
63	要求水準書	71	第5章	2	2.4			教育訓練	運転企業に対する教育訓練は一定の運転レベルに達するまで必要な訓練を行うこととありますが、教育訓練期間は原則として試運転期間中(引渡完了まで)として頂きたいと存じます。また、運転企業側に対しても、同期間に運転教育が終了することができる経験・スキルの体制確保に対する履行責任を課して頂く様ご配慮願います。	市が運転企業に求める経験・スキルは運転管理業務委託契約書(案)等に示した内容であり、市は試運転期間中に一定の運転レベルに達するよう求めます。No.105も参照してください。
64	要求水準書	73	第5章	5	5.1	2)	(2)	施工のかし担保プラント工事	プラント工事における引渡し後3年間(可動部分は2年間)に使用する数が当初納入数を超える場合は、超える分を無償で補給するとありますが、設計施工に起因しないと判断された場合はこれに限らないとの解釈で宜しいでしょうか。	お見込のとおりです。
65	要求水準書	76	第5章	5.4				初回定期補修工事の経費負担	ご提示の負担の考え方(建設工事請負事業者と市殿で分担)は、初回定期補修工事のみに適用されると考えて宜しいでしょうか。	お見込のとおりです。
66	要求水準書	77	第6章	1	1.1			対象業務範囲	施設の清掃、植栽、警備・防犯等は維持管理業務の範囲外と理解して宜しいでしょうか。	お見込のとおりです。ただし、維持管理事業者が使用する事務所の清掃等は業務範囲内とします。
67	要求水準書	77	第6章	1.1				常駐する人員	様式12号-7-②に、日勤者、直勤者をそれぞれ記載する様式となっておりますが、それぞれ最低限必要な人員に関して市殿でご指定はないものと考えて宜しいでしょうか。	お見込のとおりです。市では運転企業の直勤者は5名×4班を想定しています。日勤者については適切な人数を提案して下さい。
68	要求水準書	78	第6章	1	1.3	2)	(1)	維持管理事業者が確保する人員	維持管理事業者が確保する人員の勤務形態は一任頂けると考えて宜しいでしょうか。(現場常駐が必要条件でないとの解釈で宜しいでしょうか)	お見込のとおりです。ただし、常駐が必要となる有資格者等については、常駐が必須となります。
69	要求水準書	80	第6章	1.4	12)	(3)		技術管理業務の報告及び記録の保存	作成・提出・保管の対象として、「受入、用役、運転状況等」とありますが、この「受入」とはごみのことでしょうか。それともごみ以外の燃料や薬品のことでしょうか。	維持管理事業者が行う受入管理とは、ごみ及びごみ以外の燃料や薬品等の受入管理を指します。
70	要求水準書							変更対照表	要求水準書において、変更のない箇所に対する、平成◎「要求水準書(案)に係る質問・意見への回答書」は有効と考えて宜しいでしょうか。	お見込のとおりです。
71	事業者選定基準書	2						事業者選定の流れ	非価格要素審査及び本審査ヒアリング終了後に、価格審査(開札)を行うと考えてよろしいでしょうか。非価格要素審査前に価格審査(開札)を行う場合、価格点が算出でき、非価格点のシミュレーションが可能に状態になってしまいます。予定価格以下であることを確認するため、前開札方式を採用する自治体もありますが、提案書作成に多額のコストをかけながら、公表されている予定価格をオーバーして応札する会社はないものと判断します。したがって、後開札方式の採用を要望します。	お見込みのとおりです。
72	事業者選定基準書	3	3	3.1				資格審査	提案概要書は資格審査のみに使用され、本審査の非価格要素審査の対象にはならないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
73	事業者選定基準書	4	3	3.2	3)			価格審査	入札価格が14,208,325,000円以内でも、建設費・維持管理費のいずれかの上限価格を上回った場合は、失格となるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
74	事業者選定基準書	4	3	3.2	3)			価格審査	最低制限価格・低入札価格調査については、設定・実施されないとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
75	事業者選定基準書	4	5	5.1				非価格要素審査の点数化方法	①「各評価項目の得点の合算を非価格要素審査点とする」とありますが、各評価項目に対する得点化(採点)は選定委員会によって行なわれるのでしょうか。 ②得点化が選定委員会によって行なわれる場合、各評価項目の得点は、各委員の平均得点を採用するのか、委員会の総意によって決定されるのかどちらの手法を採用されるのでしょうか。	①お見込みのとおりです。 ②採点方法については今後委員会で審議します。
76	事業者選定基準書	5	5.1					非価格要素審査の点数化方法	非価格審査は合議制で行う予定でしょうか。それとも各委員が個別採点して、その結果の合計値で決めるのでしょうか。	No.75を参照してください。
77	事業者選定基準書	6	5	5.1	2)			非価格要素審査の点数化方法 評価項目の採点基準	評価は相対評価ではなく、絶対評価されるとの理解で宜しいでしょうか。また、絶対評価の場合、要求水準書を満足すれば「C評価」となるのでしょうか。	評価は相対評価、絶対評価どちらもあります。要求水準書を満足することは入札条件です。評価方法については今後委員会で審議します。
78	様式集							様式第5号③添付資料 特定建設工事共同企業対協定書	袋綴は不要と考えてよろしいでしょうか。	不要です。様式第5号③に添付してください。
79	様式集							様式第6号①添付様式 施工証明書 様式第8号添付様式 運転実績証明書	発注者証明印は環境部長、現場所長等の責任者の印とし、管理者印は不要と考えてよろしいでしょうか。	施工証明を受けようとする工事等の発注者(一般的には地方公共団体の長)の証明印とします。ただし、大規模都市等で長から部局長に工事等の発注権限が委任されている場合は、部局長の印でも構いません。
80	様式集							様式第6号添付様式	施工証明書の証明印は、管理者(市長等)に限定せず、実際に施設を管理している立場の方(例えば工場長)等の捺印でも宜しいでしょうか。また、施工証明を行う側の都合による申請者欄の変更は認めていただけますでしょうか。	No.79を参照してください。
81	様式集							様式第6号①、及び第8号	施設等の概要について判断できる資料等とは、カタログ等を添付することで宜しいでしょうか。	カタログ等で施設概要が判断できれば結構です。
82	様式集							様式第7号	配置を予定する監視・管理技術者が現時点で特定できない場合は、複数の候補者名を記載して宜しいでしょうか。	お見込のとおりです。但し、落札した場合、候補者の中から監視・管理技術者を選定してください。

※回答に対する再質問は受け付けません。

番号	資料名 (いずれか選択)	頁	項目番号				項目名	質問内容	回答
83	様式集						第9号	本施設の供用開始は平成27年1月ですので、現段階で特定することが困難な場合、複数名の候補者を記載することを認めていただけますでしょうか。	No.82と同様とします。
84	様式集						様式第9号	配置を予定する専門の技術者として条件となる資格等はありませんでしょうか。	要求水準書に示す維持管理事業者が確保する人員には、タービン付全連続燃焼式ストーカ炉方式の運転及び維持管理経験5年以上の者もしくはそれと同等の経験能力を有する者を含むものとします。
85	様式集						様式第11号 入札書	代表者職ではなく、営業担当が応札する場合は、代表者職指名の欄の下に、営業担当が記名押印すればよろしいでしょうか。また、その場合、代表者職から営業担当への委任状が必要になりますので、委任状のフォーマットを御教示願います。	本件の入札書は、あらかじめ代表者（又は競争入札参加資格申請時に委任を受けている支店長等）が記名押印して、封書に入れ、封緘した状態で提出することになります。営業担当者は、その封緘された入札書を市に提出するのみであると御理解ください。
86	技術提案書に関する様式集						様式集12号-11	売電のについて、契約は市殿となっておりますが、売電単価等を記載する欄があります参考として単価を提案するということでしょうか。	お見込みのとおりです。
87	非価格要素提案書に関する様式集						第13号	各様式において枚数の指定がありますが、補足資料として参考資料を添付することは可能でしょうか。	技術提案書に添付してください。
88	非価格要素提案書に関する様式集						非価格要素提案書 様式第13号-1	「各様式ごとに定められたページ枚数を遵守すること」とありますが、説明を補足するための資料を添付することは可能でしょうか。可能な場合、添付資料は評価の対象になるのでしょうか。	No.87を参照してください。 提出書類は全て評価の対象となります。
89	非価格要素提案書に関する様式集						様式集13号-5	売電のCO2排出係数について、契約は市殿となっておりますので、採用する係数をご提示願えないでしょうか。	売電のCO2排出係数は、買電のCO2排出係数と同じとして計算してください。
90	非価格要素提案書に関する様式集						様式集13号-23	薬剤について合計値を記載とありますが、効能、単価の異なるものの合計値を記載することでの合理的評価が困難と思われれます。様式第12号-10、11等を参照して評価いただけたらと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
91	非価格要素提案書に関する様式集	—					非価格要素提案書	非価格要素提案書の作成は、WORDおよびEXCELの2003年版を使用してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
92	非価格要素提案書	5					地域経済への貢献 (様式第13号-)	発注予定期間や金額は、拘束されないものと考えてよろしいでしょうか。	事業提案書の内容は各契約に適用されます。
93	非価格要素提案書に関する様式集	28					緊急時対応計画	緊急時対応計画を策定するに当たり、運転企業の詳しい体制表をご提示ください。	運転企業の体制は未定です。望ましい体制があれば併せてご提案ください。
94	事業計画書に関する様式集	2					維持管理費	固定費の項目に公租公課とありますが、例えばどのようなものの記載を想定されているのでしょうか。	SPCが支払いを予定する法人税、固定資産税等の公租公課を想定しています。
95	基本協定書(案)		第10条	3		(4) (5)	秘密保持義務	資料には、事業者固有のノウハウが含まれております。開示に際しては、事前に内容の確認協議をさせていただきますようお願いいたします。	基本協定書(案)のとおりとしますが、開示範囲については、落札者決定後、協議するものとします。 基本仮契約書(案)第14条、建設請負仮契約書(案)第33条、維持管理業務委託仮契約書(案)第75条も同様です。
96	基本仮契約書(案)	2	9条	2			維持管理事業者の支援等	代表企業の保証上限額は一事業年度における総額の10分の1程度としていただけないでしょうか。維持管理事業者は保証上限額に応じた保証料を代表企業に支払う必要があるため、過度な保証額の設定は事業費の増大を招きます。	基本仮契約書(案)のとおりとします。
97	基本仮契約書(案)	2	9条	2			維持管理事業者の支援等	保険により填補された場合は保証上限額から控除されないと読めますが、こうしたリスクに備えて付保するものが保険であると考えます。保険を活用する合理性に欠けるため、保険により填補された場合は保証上限額から控除されるべきではないでしょうか。	基本仮契約書(案)のとおりとします。
98	基本仮契約書(案)	3	10条	1			性能保証に関する責任	施設の瑕疵担保責任は建設請負事業者が負担するものであり、維持管理事業者には一時的にもその負担責任はないものと考えます。維持管理事業者への過度な負担は事業の安定性に影響を及ぼすものと考えます。	基本仮契約書(案)のとおりとします。
99	基本仮契約書(案)	3	10条	5			性能保証に関する責任	運転停止又は要求水準の未達の原因が施設の瑕疵にある場合、維持管理事業者にはその責任はないため、維持管理費の減額は行わないでください。	基本仮契約書(案)のとおりとします。
100	基本仮契約書(案)	4	第14条	第3項	第5号		秘密保持義務	相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる場合として、維持管理事業者以外の第三者を選定する場合において、不特定の者に開示することが含まれておりますが、企業のノウハウに係る情報を不特定の者に開示するという前提では、貴市に対する情報提供を制限する等、事業運営において、双方にとって好ましくない状況が想定されます。 つきましては、「第三者の選定及び業務の引継ぎのための情報開示」については、「民間事業者又は維持管理事業者が本号の規定にもとづく第三者へ開示を行わない事を要求し、市が承諾した情報については、本号における開示情報から除かれる。」という取り扱いがなされる事を確認させて下さい。 建設請負仮契約書第33条、維持管理業務委託仮契約書第75条も同様	No.95を参照してください。
101	基本仮契約書(案)	4	第14条	3		(4) (5)	秘密保持義務	資料には、事業者固有のノウハウが含まれております。開示に際しては、事前に内容の確認協議をさせていただきますようお願いいたします。	No.95を参照してください。
102	基本仮契約書(案)	7					定義集 「維持管理業務準備期間」	・・・維持管理開始日までの期間をいう。とありますが、「維持管理開始日前日まで」との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。当該部分の記載を修正します。
103	基本仮契約書(案)	10					定義集 「不可抗力」	不可抗力には、「台風」「大雨」「噴火」による災害も含まれているとの理解でよろしいでしょうか。	基本仮契約書(案)のとおりとします。
104	建設工事請負仮契約書(案)	10	第29条	第5項			特許等	「・・・市の裁量により利用する権利及び権限を有するものとし、かかる利用の権利及び権限は、本契約の終了後も存続する。」とありますが、都城市クリーンセンター建設・維持管理事業に関連する範囲に限定されるとの解釈でよろしいでしょうか。 維持管理業務委託仮契約書第71条も同様	お見込みのとおりです。
105	建設工事請負仮契約書(案)	19	第55条	第1項			引渡し	建設請負事業者は、本契約に基づく業務を完了し、次の各号に掲げる事項が満たされたときは、直ちに工事等完了届により市に通知しなければならない。とありますが、各号に掲げる事項が満たされない場合、「引渡し」として認めて頂けないと解釈できます。この場合、第4号の事項は建設請負事業者の裁量のみで満足できるものではなく、運転企業の技量、能力に影響される部分も相応に存在すると考えられます。本第4号に係る要件については、運転企業にも運転教育が合理的に終了することができる経験・スキルの体制確保に対する履行責任を課して頂くとともに、懸念される事象が発生した際の三者の合理的な判断が可能な対応をお願い致します。	運転企業にも運転教育が合理的に終了することができる経験・スキルの体制確保に対する履行責任を課します。その場合においても運転企業の運転員が本施設の運転を行える状態になっていない場合は協議するものとします。

※回答に対する再質問は受け付けません。

番号	資料名 (いずれか選択)	頁	項目番号				項目名	質問内容	回答
106	建設工事請負仮契約書(案)	20	第56条				引渡前の使用	引渡前に建設請負事業者の承諾を得て使用開始した部分については市の管理に移るとの理解で宜しいでしょうか。この場合、損傷などが生じた場合の補修費用は市殿負担と考えます。	お見込みのとおりです。
107	建設工事請負仮契約書(案)	22	第60条	4			保証期間中の建設請負業者の性能保証責任	保証期間が延長される範囲は、性能要件を満たせず改善を行った範囲のみと理解しております。	お見込みのとおりです。
108	維持管理業務委託仮契約書(案)	1	第7条				契約保証金	・維持管理事業者は契約保証金の納付又は契約保証金に代わる担保を提供することになっておりますが、いつの時点で納付(提供)する必要があるのかをご教示ください。(本契約締結時、維持管理業務開始時など) ・仮に本契約締結時に納付(提供)する必要がある場合、その時点では維持管理業務は開始されておられません。この場合の維持管理保証対象額は、維持管理業務開始事業年度の維持管理費の総額の10分1との理解でよろしいでしょうか。	契約保証金の納付又は契約保証金に代わる担保の提供は試運転開始時までとします。
109	維持管理業務委託仮契約書(案)	1	第1章	第7条			契約保証金	維持管理保証対象額の算定方法についてご教示願います。	基本仮契約書(案)別紙1の「維持管理保証対象額」の用語定義によります。
110	維持管理業務委託仮契約書(案)	3	第13条				再委託等の禁止	建設業法に則る工事下請発注は本規定(再委託)外との解釈で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
111	維持管理業務委託仮契約書(案)	6	第22条				運転計画	運転計画の作成が、維持管理事業者の業務となっておりますが本来運転業務を行う運転企業の職務と判断します。維持管理事業者は運転企業が作成する運転計画への指導を行うとの見直しをお願いします。	維持管理業務委託仮契約書(案)のとおりとします。
112	維持管理業務委託仮契約書(案)	13	45条	10			補修更新計画書	大規模な補修又は修繕の定義をご教示願います。	定期的な補修や点検を除く基幹的設備の改修、取替をいいます。
113	維持管理業務委託仮契約書(案)	16	第52条				維持管理費の見直し	維持管理費の見直し時期の記載がありません。入札説明書の変動費見直し指標の確定時期(10月末)から判断し12月頃との理解で宜しいでしょうか。	No. 23を参照してください。
114	維持管理業務委託仮契約書(案)	18	57条	2			第三者の損害	維持管理事業者の故意若しくは過失又は法令等の不遵守以外による損害であるため、維持管理事業者が加入する保険金からの不足分は御市にて全額負担するべきではないでしょうか。	維持管理業務委託仮契約書(案)のとおりとします。
115	維持管理業務委託仮契約書(案)	20	62条	4			住民対応	特別な費用とはどのような費用が該当するのでしょうか。	クレームや要望によって、対策工事等を行った際の費用等を指します。
116	維持管理業務委託仮契約書(案)	21	第64条	2			維持管理期間終了時の取扱	記載資料には、維持管理事業者のノウハウも含まれておりますので、事前協議にて確認後の開示をお願いします。	維持管理業務委託仮契約書(案)のとおりとしますが、詳細は維持管理期間終了前に協議するものとします。
117	維持管理業務委託仮契約書(案)	24	72条	2	(2)		著作権の利用等	成果物を他人に閲覧、複写、又は譲渡する場合には事前に維持管理事業者の承諾を得ていただけないでしょうか。	維持管理業務委託仮契約書(案)のとおりとしますが、民間事業者のノウハウに係る部分については、事前に協議するものとします。
118	維持管理業務委託仮契約書(案)	25	第75条	3		(4) (5)	秘密保持義務	資料には、事業者固有のノウハウが含まれております。開示に際しては、事前に内容の確認協議をさせていただきますようお願いいたします。	維持管理業務委託仮契約書(案)のとおりとしますが、詳細は落札者決定後、協議するものとします。
119	参考資料 三者覚書						三者覚書の締結時期	三者覚書の締結時期は25年度の何月ごろを想定されているかご教示ください。	現段階では未定です。
120							現況図面	現況図面のCADデータを貸与願えないでしょうか。	参加表明書を提出した入札参加者に対し貸与します。環境施設課において貸与しますので、事前に貸与希望日を電話連絡の上、来庁ください。
121							質問回答	本公告以前に公表されている質問回答については、今回変更した部分及び今回個別質問した部分を除き、有効であると理解して宜しいでしょうか。また、内容に齟齬がある場合には、日付が新しい回答内容が優先されると理解して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。